

2020年度 駒ヶ根協力隊を育てる会 事業報告

1 「国際交流のまちづくり」事業の推進

(1)「第27回みなこいワールドフェスタ」(10月17日～25日)の開催

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、すべての事業をオンラインで開催。公式ホームページを構築し、以下の事業を実施した。

①協力隊週間のあゆみ

協力隊週間のこれまでのあゆみを、関わりの深い方のインタビュー動画と年表で紹介した。

②こまがね国際広場

元隊員の現在の活動をホームページ上で紹介し、それぞれの活動のホームページのリンクを掲載するなど、元隊員と、地元住民を中心とした閲覧者との交流を促した。

③スタンプラリー

オンラインスタンプラリーアプリを活用して実施。動画等を視聴し、スタンプを集めた参加者にオリジナルLINEスタンプ、塗り絵、グリーティングカード素材をプレゼントした。動画等は以下のとおり。

- ・17日 オンラインネパール料理教室 18時30分～(後日、動画配信)

会場：駒ヶ根総合文化センター調理室 (Zoom ライブ配信)

講師：アカル・グルン氏 (ネパール・ポカラ市でホテル経営)

- ・世界の手遊び

各国の子供達の手遊びを動画で紹介。

- ・プチさんぽ✪世界のくらしをのぞいてみよう!

各国を旅行した気分を味わえるよう、その国の日常や文化、子供の様子などを動画で紹介。

- ・ミニ語学教室

JICA 駒ヶ根訓練所の語学講師による各国の挨拶や簡単な会話を教えてもらえる動画を公開。

- ・ワールド料理レシピ

国際広場で販売していた料理を作る工程を詳しいレシピと共に動画で紹介。

- ・こまがね大使村プロジェクト

下記④の動画を公開。

④こまがね大使村プロジェクト

これまで「大使村プロジェクト」にご協力いただいた駐日大使、各国大使館の方からいただいたメッセージ動画を紹介した。

議案第1号

(2) こどもまつり

新型コロナウイルス感染拡大の影響により今年度は開催中止

(3) 中学生体験入隊(11月)の開催

新型コロナウイルス感染拡大の影響により今年度は開催中止

2 地域住民による国際協力活動への参加を推進する事業

(1) 「ちいさな国際貢献運動」支援活動

- ① 書き損じはがき等の募集…2月9日隣組回覧で呼びかけ
- ② 書き損じはがき等5,798枚を受け取り。

(2) 「世界の笑顔のためにプログラム」支援活動

- ① 「世界の笑顔のためにプログラム」2020年度JICA事務局を通じて、なわとび8本、そろばん1台、算数セット4セットを譲渡。

3 JICA 海外協力隊の激励・支援事業

(1) 「ちいさな国際貢献運動」 地域貢献活動支援事業 1件への支援

4 広報啓発活動

- (1) 駒ヶ根協力隊を育てる会 NEWS の発行(2021年4月) 会員へ発送
- (2) Facebook を活用した活動の紹介 随時
- (3) 「クロスロード」の購読、配布(23か所) 毎月1回
- (4) 駒ヶ根青年海外協力隊訓練所発行の広報誌「信州発 国際協力」の会員への配布
駒ヶ根青年海外協力隊訓練所と協力し、全会員に向け計4回配布

2020年度 開催行事・会議等一覧

1. 諸行事・会議(「みなこいワールドフェスタ」を除く)

<2020年>

- 3月 会員に対し総会延期について通知
- 4月10日 第1回幹事会
- 6月 2日 会員に対し総会中止及び理事会での議決代行について通知
- 18日 会計監査実施
- 第2回幹事会
- 7月10日 理事会
- 11月 5日 「世界の笑顔のために」プログラム 物品寄付
- 12月24日 「ちいさな国際貢献運動」により一時帰国隊員への活動支援

<2021年>

- 2月 9日 定例文書配布で書き損じはがき等募集依頼
- 3月16日 第3回幹事会

2. 「第27回みなこいワールドフェスタ」関連行事・会議

<2020年>

- 5月21日 第1回部会長会
- 6月26日 第2回部会長会
- 7月27日 第3回部会長会
- 8月26日 第4回部会長会
- 9月17日 第5回部会長会
- 10月 9日 第6回部会長会
- 17日 公式ホームページ一般公開
- オリジナルLINEスタンプ販売開始
- 新聞チラシ折込み
- アカルさんのオンラインネパール料理教室開催
- 11月27日 第7回部会長会

<2021年>

- 2月～ 市役所ロビーにて「みなこいワールドフェスタ」動画を公開

2020年度「世界の笑顔のために」プログラム

第1回目譲渡物品

物品	数量	単位	送付先
算数セット	4	セット	ザンビア・セネガル
そろばん	1	台	ザンビア
なわとび(短)	8	個	エジプト

2020年度「ちいさな国際貢献運動」等支援実績

「地域貢献活動支援事業」 1件

2020年度より新設。協力隊員が伊南地域等で行う地域課題に資する地域貢献活動を支援する事業。

1 えがお出会いサポートセンターとの駒ヶ根デートモデルコース&デートマップ作成事業

- ・隊員名：原口 風花 派遣隊次：2019年度1次隊
職 種：美術 派 遣 国：トンガ
- ・隊員名：野崎 榛香 派遣隊次：2019年度1次隊
職 種：小学校教育 派 遣 国：ミクロネシア

事業内容：駒ヶ根市のえがお出会いサポートセンター（結婚相談所）と連携して、市内のデートモデルコースの策定とそれらを紹介するデートマップの作成を行った。若者目線で当事業に取り組むことで、若年層をターゲットとしたデートマップを作成することができた。

作成したデートマップについては駒ヶ根青年海外協力隊訓練所や市内の協力店にて配布を行っているほか、婚活イベント参加者に配布するなどの形で活用を始めている。

支 援 額：60,639円

2020年度 駒ヶ根協力隊を育てる会 決算書

<収入の部>

(単位 円)

費目	予算額 (A)	収入済額 (B)	比較 (B-A)	摘要
繰越金	518,443	518,443	0	
会費	630,000	600,000	△ 30,000	会費(会員数：個人324 団体26 法人91) 個人会員 (218口) 218,000円 団体会員 (41口) 82,000円 法人会員 (100口) 300,000円
助成金	80,000	80,000	0	(一社)協力隊を育てる会
負担金	0	0	0	
雑収入	557	54,206	53,649	預金利息 3円 JICA広報誌郵送負担金 53,024円 エッセイコンテスト封筒代負担金 1,179円
計	1,229,000	1,252,649	23,649	

<支出の部>

(単位 円)

費目	予算額 (A)	支出済額 (B)	比較 (B-A)	摘要
事業費	890,000	465,910	△ 424,090	
みなこいワールドフェスタ	400,000	400,000	0	負担金
中学生体験入隊	0	0	0	
海外協力隊等記念品	50,000	0	△ 50,000	
啓発事業	200,000	65,910	△ 134,090	クロスロード購読、育てる会NEWS
帰国・待機隊員支援	200,000	0	△ 200,000	
ボランティア激励・報告	0	0	0	
国際交流事業	40,000	0	△ 40,000	
事務費	250,000	159,257	△ 90,743	
印刷・通信費	140,000	135,704	△ 4,296	各種通知発送料
会議・旅費	50,000	0	△ 50,000	
他団体会費	15,000	10,760	△ 4,240	(一社)協力隊を育てる会 こまがね市民活動支援センター
備品・消耗品	45,000	12,793	△ 32,207	各種事業消耗品、事務用品
予備費	89,000	0	△ 89,000	
計	1,229,000	625,167	△ 603,833	

収入 1,252,649 円

支出 625,167 円

収入支出差引 627,482 円 次年度繰越

2021年6月3日

駒ヶ根協力隊を育てる会 会長 有賀 秀樹

2020年度「ちいさな国際貢献運動」特別会計決算書

<収入の部>

(単位 円)

費目	予算額 (A)	収入済額 (B)	比較 (B-A)	摘要
繰越金	4,105,416	4,105,416	0	
収入	400,000	370,410	△ 29,590	書き損じはがき、未使用切手換金
雑収入	84	35	△ 49	利息
計	4,505,500	4,475,861	△ 29,639	

<支出の部>

(単位 円)

費目	予算額 (A)	支出済額 (B)	比較 (B-A)	摘要
通信運搬費	10,000	1,810	△ 8,190	「世界の笑顔のために」プログラム運搬費
小さな国際貢献運動	500,000	60,639	△ 439,361	地域貢献活動支援1件 60,639円
消耗品	10,000	10,173	173	書き損じはがき・切手回収封筒
予備費	3,985,500	0	△ 3,985,500	
計	4,505,500	72,622	△ 4,432,878	

収入 4,475,861 円

支出 72,622 円

収入支出差引 4,403,239 円 次年度繰越

2020年度末 財産調書

1 記念品在庫

品名	2019年度末	2020年度末	備考
オリジナル日本手ぬぐい	912枚	909枚	増)なし 減)JICAボランティアへ寄贈0枚 その他寄贈3枚、販売0枚
オリジナルオルゴール	62枚	62枚	

2 回収はがき・切手在庫

	2019年度末	2020年度末	備考
書き損じ・未使用はがき	8,120枚 436,432円分	4,966枚 266,267円分	増)回収4,675枚(262,907円分) 減)交換7,808枚(431,823円分) 交換不可21枚(1,249円分)
未使用切手	4,834枚 238,890円分	5,818枚 296,152円分	増)回収1,123枚(65,157円分) 減)交換135枚(7,742円分) 交換不可4枚(153円分)

2021年6月3日

駒ヶ根協力隊を育てる会 会長 有賀 秀樹

役 職 名	氏名(敬称略)	所 属	備 考
名誉会長	高坂 保	前会長	
顧問	佐々木 祥二	長野県議会議員	
	清水 正康	長野県議会議員	
	伊藤 祐三	駒ヶ根市長	
	下平 洋一	飯島町長	
	宮下 健彦	中川村長	
	小田切 康彦	宮田村長	
	小林 敏夫	駒ヶ根市議会議員	
	折山 誠	飯島町議会議員	
	山崎 啓造	中川村議会議員	
	天野 早人	宮田村議会議員	
	山本 保博	(一社) 協力隊を育てる会会長	
	小林 丈通	駒ヶ根青年海外協力隊訓練所所長	
小林 恭介	青年海外協力隊長長野県OB会会長		
会長	有賀 秀樹		
副会長		駒ヶ根市社会福祉協議会会長 ※2019.7～有賀会長	
	春日俊也 (馬場功)	駒ヶ根ロータリークラブ会長(7月1日から)	
	米沢浩一 (橘田利雄)	駒ヶ根ライオンズクラブ会長(7月1日から)	
	福澤 秀宏	駒ヶ根商工会議所会頭	
	御子柴 茂樹	上伊那農業協同組合代表理事組合長	
理事	小松原 繁樹	ネパール交流市民の会会長	
	村岡 紳介	昭和伊南総合病院院長	
	窪田 雅則	トカルパのひかり会長	
	ホセ・デ・ヘスス・アビティア	飯島町国際協力会会長	
	春日 俊也	会員 (7月1日から)	
	伊藤 茂昭	青年海外協力隊長長野県OB会役員	
	福澤 雄一	(一社) 駒ヶ根青年会議所理事長	
	加藤 道生	会員	
	堀内 好夫	会員	
	池崎 保	会員	
	飯塚 健一郎	駒ヶ根青年海外協力隊訓練所業務課長	
堀田 直揮	(公社) 青年海外協力協会事務局長		
幹事長	佐藤 和樹	会員	
副幹事長	坂元 洋	会員	みなこいワールドフェスタ部会
	宮澤 正輝	会員 (飯島町国際協力会)	体験入隊部会
	細田 隼平	会員	訓練所活用・広報部会
			帰国隊員交流部会
幹事		駒ヶ根青年海外協力隊訓練所	
	岩田 卓也	飯島町地域創造課地域係長	
	水野 恭子	中川村地域政策課むらづくり係長	
	平澤 敦士	宮田村総務課長	
	羽田 一三男	(公社) 青年海外協力協会	
	井坪 義文	会員	
	小田切 康男	会員	
	塩沢 寿一	会員	
	宮下 進吾	会員	
	宮脇 哲也	会員	
	湯澤 英喜	会員	
	北原 和明	会員	
	小川 まどか	会員 (元JICA海外協力隊)	
	上野 好弘	会員	
	澤田 繁子	会員	
	大山 崇人	会員	
	熊谷 未櫻	会員 (一社) 駒ヶ根青年会議所	
	野村 裕範	会員 (元JICA海外協力隊)	
	北原 照美	会員 (元JICA海外協力隊)	
椎名 千佳子	会員 (元JICA海外協力隊)		
唐澤 国洋	会員 (元JICA海外協力隊)		
塩澤 真洋	会員 (元JICA海外協力隊)		
監事	横田 克彦	会員	
	小松 恭二	会員	
事務局長	市村 義美	駒ヶ根市総務部企画振興課長	
事務局	林 光洋	駒ヶ根市総務部企画振興課地域政策係長	
	矢澤 国明	駒ヶ根市総務部企画振興課地域政策係	
	大森 峻	駒ヶ根市総務部企画振興課地域政策係	

2021年度 駒ヶ根協力隊を育てる会 事業計画(案)

活動方針

伊南地域が一体となって本会の目的を達成するために、「組織の強化」と「活動の充実」を重点活動として取り組む。

- 1 伊南地域での会員加入促進
- 2 幹事を中心に部会による事業の実施
 - (1) みなこいワールドフェスタ部会
 - (2) 中学生体験入隊部会
 - (3) 訓練所活用・広報部会
 - (4) 帰国隊員交流部会

主要な活動(【】内は担当部会)

- 1 「国際交流のまちづくり」事業の推進
 - (1) 「第28回みなこいワールドフェスタ」の主催【(1)】
 - (2) 中学生体験入隊の主催【(2)】
 - (3) 駒ヶ根大使村プロジェクトとの連携
- 2 地域住民による国際協力活動への参加を推進する事業
 - (1) 「ちいさな国際貢献運動」財源確保のための書き損じはがき等募集
 - (2) 「世界の笑顔のためにプログラム」支援のための物品募集
- 3 JICA 海外協力隊の激励・支援事業
 - (1) 訓練修了時における記念品(オリジナル手ぬぐい)の贈呈
 - (2) 地元出身 JICA 海外協力隊激励会の開催
 - (3) 入所時に「協力隊通り」に激励旗の設置(毎隊次)
 - (4) 「ちいさな国際貢献運動」、帰国隊員支援事業【(4)】
- 4 広報啓発活動
 - (1) 駒ヶ根協力隊を育てる会 NEWS の発行(3月)【(3)】
 - (2) Facebook を活用した活動の紹介 随時【(3)】
 - (3) 「クロスロード」の購読、配布 毎月1回【(3)】
 - (4) JICA 駒ヶ根広報紙「信州発 国際協力」の配布【(3)】
- 5 その他

JICA、JOCA、(一社)協力隊を育てる会、長野県協力隊を育てる会
青年海外協力隊長野県 OB 会、地元国際交流団体等、関係団体との連携活動

2021年度 駒ヶ根協力隊を育てる会 収支予算書(案)

収入	1,378,000 円
支出	1,378,000 円
収入支出差引	0 円

<収入の部>

(単位 円)

費目	2021年度 (A)	2020年度 (B)	比較 (A-B)	摘要
繰越金	627,482	518,443	109,039	
会費	630,000	630,000	0	2021年度会費 会員数 441 (個人 324 団体 26 法人 91)
助成金	80,000	80,000	0	(一社)協力隊を育てる会
負担金	40,000	0	40,000	体験入隊負担金
雑収入	518	557	△ 39	預金利息
計	1,378,000	1,229,000	149,000	

<支出の部>

(単位 円)

費目	2021年度 (A)	2020年度 (B)	比較 (A-B)	摘要
事業費	990,000	890,000	100,000	
みなこいワールドフェスタ	400,000	400,000	0	負担金
中学生体験入隊	150,000	0	150,000	食事代、保険料ほか
海外協力隊等記念品	150,000	50,000	100,000	日本手ぬぐい
啓発事業	200,000	200,000	0	クロスロード購読 育てる会NEWS
帰国・待機隊員支援	0	200,000	△ 200,000	
激励会・報告会等	50,000	0	50,000	総会后懇親会、地元出身隊員激励会
国際交流事業	40,000	40,000	0	
事務費	250,000	250,000	0	
印刷・通信費	140,000	140,000	0	各種通知発送料
会議・旅費	50,000	50,000	0	(一社)協力隊を育てる会総会出席
他団体会費	15,000	15,000	0	(一社)協力隊を育てる会、市民活動支援センター
備品・消耗品	45,000	45,000	0	各種書類発送用封筒等
寄付金	0	0	0	
予備費	138,000	89,000	49,000	
計	1,378,000	1,229,000	149,000	

2021年6月3日

駒ヶ根協力隊を育てる会 会長 有賀 秀樹

2021年度「ちいさな国際貢献運動」特別会計収支予算書(案)

収入	4,804,000 円
支出	4,804,000 円
収入支出差引	0 円

<収入の部>

(単位 円)

費目	2021年度 (A)	2020年度 (B)	比較 (A-B)	摘要
繰越金	4,403,239	4,105,416	297,823	
収入	400,000	400,000	0	書き損じはがき・切手の換金
雑収入	761	84	677	預金利息
計	4,804,000	4,505,500	298,500	

<支出の部>

(単位 円)

費目	2021年度 (A)	2020年度 (B)	比較 (A-B)	摘要
通信運搬費	10,000	10,000	0	学用品の運搬費
ちいさな国際貢献運動	500,000	500,000	0	200,000円~300,000円/件 2件分
消耗品	15,000	10,000	5,000	書き損じはがき・切手回収封筒
予備費	4,279,000	3,985,500	293,500	
計	4,804,000	4,505,500	298,500	

2021年6月3日

駒ヶ根協力隊を育てる会 会長 有賀 秀樹

駒ヶ根協力隊を育てる会規約

(名 称)

第1条 この会は、駒ヶ根協力隊を育てる会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を駒ヶ根市役所企画振興課内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、JICA 海外協力隊の活動を容易にし、充実させるための市民運動を推進し、またこのことを通じて、地域住民が国際感覚の育成並びにボランティア意識の高揚を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) JICA 海外協力隊事業及び JICA 海外協力隊の活動に関する知識を普及し、地域住民各層の理解を深めること。
- (2) JICA 海外協力隊の派遣前訓練上必要な支援を行うこと。
- (3) JICA 海外協力隊参加意欲を高揚すると同時に、参加に係る社会的諸障害の除去を図ること。
- (4) 赴任している JICA 海外協力隊への精神的支援を行うこと。
- (5) JICA 海外協力隊帰国後の社会復帰と成長持続のための適切な支援を行うこと。
- (6) その他本会の目的達成するために必要な事業を行うこと。

(会 員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 本会の目的に賛同して入会した非営利団体及び公益法人
- (3) 法人会員 本会の目的に賛同して入会した前号以外の団体及び法人

(会 費)

第6条 本会の会員は、次の区分により毎年度会費を納入する。

- (1) 個人会員 1口当たり 1,000円
- (2) 団体会員 1口当たり 2,000円
- (3) 法人会員 1口当たり 3,000円

2 年度途中で入会する者は、入会申し込みと同時に第1項に定める会費を納入しなければならない。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 5 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名
- (5) 幹事長 1 名
- (6) 副幹事長 若干名
- (7) 幹 事 若干名

- 2 理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。
- 3 会長及び副会長の選出は、理事の互選とする。
- 4 幹事は、会員から選出し、幹事長及び副幹事長の選出は幹事の互選とする。
- 5 部会を設置した場合、その正副部会長は幹事があたる。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して、本会の会務を掌理し、会長に事故があるときは、その職務を行う。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。
- 4 幹事長は、本会の運営及び事業の執行について総理する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、本会の運営及び事業の執行について掌理し、幹事長に事故あるときは、その職務を行う。
- 6 幹事は、本会の運営及び事業について会員を先導してその執行にあたり、推進する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠に就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期終了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(名誉会長及び顧問)

第10条 本会に名誉会長および顧問を置くことができる。

(会議)

第11条 会議は、総会、理事会及び幹事会とする。

- 2 総会及び理事会は、会長が招集する。
- 3 幹事会は、幹事長が招集する。

第12条 総会は、第5条に定める会員をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他本会の運営に関する重要事項

第13条 総会の議長は、出席会員の中から選出する。

第14条 会員は、それぞれ1個の表決権を有する。

- 2 総会の議事は、会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもってし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第15条 理事会は、正副会長、理事及び幹事長をもって構成し、会長が必要と認めるとき招集する。

第16条 理事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項

(3) 総会の議決を要しない会務の執行に関すること

(4) その他会長が必要と認める重要な事項

2 理事会の議長は、幹事長がこれにあたる。

第17条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、幹事長が必要と認めるとき招集する。

第18条 幹事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

(2) 理事会の議決を要しない会務の執行に関すること

(3) その他幹事長が必要と認める重要な事項

2 幹事会の議長は、幹事長がこれにあたる。

3 幹事長は、必要に応じ幹事会の下に部会を設置することができる。

4 部会は、各部会ごと運営委員を会員の中から選出して構成し、幹事会の議決した事項を執行する。

(会 計)

第19条 本会の経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 会 費

(2) 助成金

(3) 寄付金

(4) その他

2 本会の目的を達成するため、特定の事業にかかる特別会計を持つことができるものとする。

(事業年度)

第20条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(細 則)

第21条 この規約に定めるものを除くほか、本会の運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

この規約は、昭和58年5月14日から施行する。

附 則 (昭和59年6月3日、一部改正)

この規約は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (平成8年5月10日、一部改正)

この規約は、平成8年5月10日から適用する。

附 則 (平成11年5月10日、一部改正)

この規約は、平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年5月21日、一部改正)

この規約は、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年6月16日、一部改正)

この規約は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年6月18日、一部改正)

この規約は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年4月23日、一部改正)

この規約は、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年4月23日、一部改正)

この規約は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年4月24日、一部改正)

この規約は、平成31年4月1日から適用する。

ちいさな国際貢献運動に関する内規

平成18年4月1日制定

(目的)

- 1 この内規は、駒ヶ根協力隊を育てる会（以下「育てる会」という。）が行うちいさな国際貢献運動について、その内容及び会計等について定めることを目的とする。

(定義)

- 2 ちいさな国際貢献運動とは、平和で豊かな世界の実現に向けて活動するJICA海外協力隊員（以下「協力隊員」という。）を支援すること及び支援するための資金づくりに市民が参画することにより、育てる会及び地域住民が国際貢献及び国際協力に寄与する運動をいう。

(支援事業)

- 3 支援事業の名称、内容及び支援金の限度額は、次のとおりとする。

区分	内容	限度額
小さなハートプロジェクト支援事業	協力隊員から一般社団法人協力隊を育てる会を通して支援要請のあった小さなハートプロジェクト案件に対する支援及びそれに関わる経費を支援する事業	1件につき30万円
帰国隊員支援事業	協力隊員として活動していた任地の生活改善に携わる伊南地域在住の協力隊OBOGを支援する事業	1件につき30万円
大規模災害被災地支援事業	開発途上国での地震や風水害等の大規模災害被災地における復興に携わる協力隊員を支援する事業	1件につき10万円
地域貢献活動支援事業	協力隊員が伊南地域等で行う地域課題解決に資する貢献活動を支援する事業	1件につき10万円
その他の事業	その他育てる会が必要と認める国際貢献等を目的とする事業	育てる会がその都度定める額

(支援事業の実施の決定)

- 4 支援事業の実施は、育てる会幹事会において決定する。

(資金づくり活動)

- 5 支援事業を行うための資金づくりを行うため、次の活動を行うものとする。
 - (1) 書き損じ・未使用はがき、未使用切手回収活動
 - (2) 募金活動
 - (3) その他必要な活動

(会計及び経理事務)

6 ちいさな国際貢献運動は、独立した会計により経理するものとし、会計事務は、育てる会事務局が行うものとする。

(その他)

7 この内規に定めるもののほか、ちいさな国際貢献運動の実施に関し必要な事項は、育てる会幹事会において協議のうえ理事会において決定する。

附 則 (平成26年4月23日、一部改正)

この規約は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年7月10日、一部改正)

この規約は、令和2年4月1日から適用する。